

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號三第 卷(十二第)

行發日一月三年四和昭

論叢

電氣稅論 法學博士 神戸 正雄

總合社會學概念 文學博士 米田庄太郎

財産生命保險 經濟學博士 小島昌太郎

說苑

最近の諸國幣制改革の傾向 經濟學士 島本 融

美濃國騷擾史 經濟學士 黒正 巖

大阪爲替會社の業務 經濟學士 菅野和太郎

雜錄

ワーゲマン教授の『景氣變動論』 經濟學士 谷口 吉彦

通貨主義ミリカードの貨幣論 經濟學士 有井 活

地方費に對する國庫補助 經濟學士 安田 元七

東京市財政十年計畫 經濟學博士 沙見 三郎

(禁轉載)

大阪爲替會社の業務

菅野和太郎

第一緒言

我國に於ける最初の銀行は明治新政府の誘導によりて明治二年各主要都市に設立せられた爲替會社であるが、其の後經濟の發達に隨伴して、又特に政府の奨励に基いて、銀行業は異常なる發展を遂げ、今日に於ては我國産業上に於ける指導者中の指導者として大に活躍して居る。而して之と同時に銀行業務白體も亦格段の進歩を遂げて居る。今明治二年八月十日に設立せられた大阪爲替會社の業務を窺つて、過去六十年間に於ける銀行業務の格段なる進歩の跡を顧ることは、蓋し興味ある問題であらう。

大阪爲替會社が一つの銀行であつた以上は、其の營業に資金借入業務と資金貸出業務のあつたことは勿論のことである。會社が如何なる業務に従事し、又其の營業狀態が如何であつたかは、以下順次之を説述するであらう。

第二資金借入業務

會社の貸出資金として第一に擧げられるものは會社の資本金である。會社の成立した時の資本金額は僅か拾九萬七千八百兩であつたが、明治六年三月會社が愈々解散されるといふ時には四十六萬六千五百圓餘に増加して居た。之は固より自己資金であつて、會社は勿論之を以て其の貸出資金となしたのであるが、會社は尙銀行としての特色たる他人資金をも調達して、其の貸出資金に充てた。それは即ち政府の貸下金、諸預り金及び銀行券の發行等であつて、此等が所謂銀行の資金借入業務に屬したのである。

(一) 政府の貸下金 爲替會社は商業振作に要する資金を融通し、併せて民間の金融を開通することを以て、其の目的としたから、政府は會社の貸出資金を豊富ならしむるため巨額の太政官札を貸下げた。而して大阪爲替會社創立の際に政府より貸下げられた太政官札の金額は四十六萬兩に達した。此の貸下金の一つには會社の營業を盛んならしめんとするの目的を有したが、他面には不評判であつた太政官札の流通を促進せしめんがためであつた。爲替會社規則第二十五ヶ條にも、金札の世に流通するや否やは爲替會社の責任に在る旨が規定されて居る如く、政府は太政官札の流通のために爲替會社を利用したのである。尙政府は太政官札の外に正金及び正錢をも貸下げた。明治三年正月附の證文によれば、同月迄に政府より借入れた正金は七百八十九兩、正錢は二十四萬三千五十六貫六百九十二文に達して居る。(尙同證文によれば、金札の借入高は三十二萬九千九百五兩一減少して居る) 兎に角開業當時には政府より多額の貸下金を受けて其の運轉資金としたが、會社が金券を盛大に發行するに至つてよりは、政府よりの貸下金を利用すること少く、明治三年九月迄の大坂

1) 摺稿「明治初年の大阪爲替會社に就いて」(本誌既載) 参照

2) 大阪爲替會社規則 第二ヶ條

3) 明治財政史 第十二卷 332頁

4) 三井家文書

爲換會社勘定仕上ケ取調書によれば、⁵⁾政府貸下金は金二十一萬七千兩であつて、それに對して月一步の利息を支拂つて居るが、其の後の取調書には政府貸下金の金額が計上されて居ない。之によつて見れば、政府の貸下金は後に爲替會社の貸出資金としては餘り重要な役割を演じなかつたやうである。

(二) 預金 銀行の特質として擧げられるものは、公衆よりの預金を以て、其の貸出資金とすることであるが、爲替會社成立前迄には公衆よりの預金といふが如きものは殆んどなかつた。そこで會社は此の預金を大に奨勵せんがため、出資金と同様一步の利息を支拂ひ、且つ何人の預金と雖も之を大に歡迎した。⁶⁾而して其の預金は預金者が資金を必要とする場合には何時でも拂戻されたから、それは所謂要求拂預金であり、且つ預金したる際に預り金爲替手形が發行されたから、それは又預金手形預金であつた。⁷⁾利息は月一步の割合で支拂はれたが、預り月數三ヶ月以内の場合には支拂はれないことになつて居た。⁸⁾但し預金期間は預金者が隨意に之を決定することが出来た。而してかゝる預金が幾何あつたかといふに、明治三年六月末には十五萬四千七百兩、明治四年二月末には十二萬五千五百兩、明治五年五月末には四十九萬九百九十四圓餘あつた。¹⁰⁾此の外預金の一部として、通商會社の身元金がある。¹¹⁾此の預金に對しても月一步の利息が支拂はれた。¹²⁾

(三) 銀行券の發行 明治新政府は唯財政上の目的より太政官札を發行したが、新政府の基礎未だ確立せざりしたため、其の流通は兎角圓滑を缺ぎ、従つて又人々は正金の授受の方を喜んだ。然るに元來硬貨の授受はそれに附隨して多くの費用煩累を要するものであるから、經濟信用が發達

第4ヶ條 第四ヶ條
 五社規則 第五ヶ條
 會社規則 第四ヶ條
 全爲規則 第五ヶ條
 大阪規則 第四ヶ條
 會社規則 第四ヶ條
 同規則 第四ヶ條
 同規則 第四ヶ條

5) 6) 7) 8) 9)

すれば自然的に硬貨の授受は人々之を喜ばないやうになり、費用煩累を要しない紙幣を一般に流通授受することになるものである。此の經濟上より出でたる紙幣流通の利益は、夙に幕末に於ても識者の大に之を認めた所であつて、商社設立の建議書にも其の趣旨が述べられて居る。¹⁰⁾尙歐米の經濟事情が分明するに従ひ、西洋各國に於ては銀行券が盛んに流通するがため、交易益を開展して産物が盛大に輸出せらるゝことが、漸次政府當局者に觀取され、終に爲替會社に銀行券を發行する特權を附與するに至つた。之が即ち我國に於ける銀行券發行の濫觴であるが、大阪爲替會社が此の特許に基いて發行した銀行券は金券と錢券との二種であつて、會社は貸出をする時には専ら此の銀行券を交付したのである。

(1) 金券 大阪爲替會社は明治二年九月三日に金券を發行したのであるが、其の翌日即ち九月四日に左の大阪府達が布告された。

今般世上融通之爲め爲替會社と金銀預り切手發行爲致候間無差支通用可致もの也
右之趣四組町々無洩相違るもの也

巳九月

大 阪 府

而して會社の金券發行高は總計百八十五萬三千四百五十兩であつて、其の内譯は左の如くである。¹¹⁾

百兩券

百兩

五兩券

三十九萬二千八百三十兩

五十兩券

五十兩

壹兩券

百四十五萬七千兩

拾兩券

三千四百七十兩

10) 社會通會五規 第四條 (愛染組)
 11) 大阪通會五規 第四條 (愛染組)
 12) 社會通會五規 第四條 (愛染組)
 13) 大阪通會五規 第四條 (愛染組)
 14) 社會通會五規 第四條 (愛染組)

併し乍ら實際流通した額は發行額と常に一致せなかつたやうであつて、其の流通額は明治三年十一月末迄は百七十萬三千四百五十兩、同四年二月末には百八十五萬三千四百五十兩、同五月朔日頃は多少減じて百八十二萬七千七十四兩、同月九日より一萬兩増加して百八十三萬七千七十四兩となり、¹⁷⁾同五年三月以後には發行額全部が流通した。¹⁸⁾かくの如き多額の金券が流通するに至つたが、之が流通に就いては會社に於て少からぬ努力を要したやうである。蓋し假令政府より特別の保護を加へられて居たとはいへ、會社は私立の會社に外ならなかつたため、一般の人々のそれを信用すること薄く、且つ社會一般が未だ銀行券なるものに慣れて居なかつたから、これが流通を盛大ならしむるためには種々の手段を講せざるを得なかつたのである。即ち大阪爲替會社規則に、貿易に従事する者が賣込品代金銀五十兩以上又は洋銀五十弗以上受取つた時、¹⁹⁾或は又外國品買取代金を支拂ふ時には、²⁰⁾正金を爲替會社に差出して會社より手形を受取り、其の手形を以て授受すべきである規定されて居る如きその一例である。

會社より發行された金券は元來明治二年九月四日の布達にある如く金銀預り切手に外ならないものであるから、金券を呈示すれば直ちに會社が正金を支拂ふべきものであるといふことはいふ迄もないことである。従つて金券は兌換券に外ならなかつたのであるが、會社の發行する金券が兌換券であるといふ明文は、爲替會社規則中には出て居ない。而して又出来るだけ多くの金券を發行することは會社の利益であつたから、金券發行は會社設立後忽ちにして前に掲げたるが如き巨額に達した。茲に於て準備金なくして巨額の金券を發行することに多大の危険を伴ふことを、

15) 明治財政史 第十二卷 354頁

16) 會社爲替會社全書 五卷 券書類 (大藏省編纂)

17) 各會社全書 五卷

18) 大阪爲替會社規則 第二十七條

19)

政府も危懼したため、其の發行額を制限して兌換を確實にせんとした。併し金券が圓滑に流通し、且つ兌換請求者の餘りに多からざる場合に、會社の庫中に巨額の正金を徒らに保管することは頗る無益であるといふ觀念が、會社の社中は勿論會社を監督して居た通商司の官吏の腦裏にもあつたため、金券の發行額を制限することは極めて困難なことであつた。併し明治五年以後には政府に於ても銀行條例を實施するの意見があつたため、政府は斷然として準備金は金券の發行額と同額たるべしとの趣旨を決行するに至つた。²⁰⁾

初め會社は兌換準備金を全然備へなかつたものの如く、明治三年七月末の勘定書には準備金が一文も計上されて居ない。²¹⁾ 併し明治三年七月左の大阪通商司伺書が呈出された後から、準備金を備へ置くことゝなつたやうである。

金券製造高貳百拾參萬九千五百兩

内四拾參萬六千五百拾兩不遺出分通商司に預り

差引殘金券百七拾參萬參千四百五拾兩

内金百貳萬參千四百五拾兩

此分金券引換手當として平常爲替會社へ備置引換差支無之様爲致當司官員出張致三日目毎に在倉有無監督可致金券引換差引無之様心附可申在倉並貸付等の儀取調監督可致候事

一 金六拾八萬兩

此分金券引換自然一時に相成引換方差支候節操出候用意として通商司え預り置可申尤殊に寄大丈夫借用人有之候何時にても金子相成候見込有之候はば司中會議の上操出可遺積尤右者出納司金庫相預置申度事

20) 同規則 第二十一條條

21) 明治財政史 第十二卷 367頁

22) 會社全書 五

23) 明治財政史 第十二卷 367—8頁

一 錢券製造機械取調の上不殘破却可致積に有之候事金券は御廢止の儀には無之候得共既に當地爲替會社金券高は其建身元高と比較致し得は不相當過分之製造に相成候に付以來製造方不爲致積就ては右器械其儘差置候ては不取締有之候間東京・西京同様器械不殘破却可致積之候事

其の後會社は努力の結果明治三年九月末には六拾八萬兩²⁴⁾、明治四年二月末には百拾八萬兩²⁵⁾を準備したが、明治四年佐伯權大佑が會社を巡視したる際に、此上更らに準備金を増加することを教示されたため、其れに對する願書が明治四年四月に次の如く會社より通商司へ提出された²⁶⁾。

口上之覺

東京爲換會社を初め諸國一般の規則可被爲立候に付今般佐伯權大佑様御巡覽御教示として御下販の上被仰候御趣意の件々

一 當會社の金券本高に基き正金準備可致候様奉長候斷然正金積増可仕管に候得共當今一時積増の良策にも難平候間漸々集金の取計可仕候依之從今七月迄御猶豫可被下候様奉願上候尤集金不行届候は、金券引上げ本高減じ準備と肩書致候様可仕候先夫迄總頭取の沾券を以て當分御見代り可被下候

一金券本高正金準備の上引替都合により御熟覽の上御開緘鎖封可被下候御旨意奉長候

一 會社身元金加増の儀は精々盡力爲致加増可仕候

一 右之通奉願上候此段御開濟被成下候は、難有奉存候以上

大阪爲替會社

當番

長田作兵衛

取締

大谷慶助

24) 會社全書 五

25) 同上

26) 爲替會社書類(大藏省編纂)

通商司

御役所

政府の勧誘によつて會社は銳意準備金の増加に努め、明治五年五月末には既に其の額百五拾萬圓に達して、漸次全額準備金制度の性質を具有するに至つた。かくの如く會社は通商司の監督の下に於て金準備をしたのであつて、其の準備金は、準備金として之を會社内設置された石造の金庫の内に保管して、全然之には手をつけなかつたため、大阪爲替會社解散の際には其の發行した金券を滞りなく兌換することが出来た。²⁷⁾唯茲に注意すべきことは、金券壹兩札の兌換である。抑も金券壹兩札は他の大札金券とは其の發行の趣旨を異にした。即ち太政官札は大札割合多くして小札寡少であつたため、小額の取引上に多大の不便を伴ふた結果、壹兩札は銀券及び錢券と同じく其の不便を除くがために發行されたものである。従つて又初めは其の交換は太政官札を以てする規定であつたのであるが、併し後に至つて他の金券と同様に正金に兌換されることになつたことは、次に掲ぐるところの明治四年二月大阪通商司の伺書²⁸⁾によりて明である。

爲替會社金券之儀是迄正貨引換申出候節不殘速に引換候には奸商之爲に被欺候儀等も有之に付替者千兩引換申出候節者三四日位に割合引換遣候に御座候處右悉皆速に引換不遺意味合より種々之浮説を唱當節下方にては金券之相場を立外品よりは聊相劣候趣に有之候右元來之主意者引換申出候節者速に引換遣相場之平均流通を謀可申見込に付行々猶金券相劣候様相成候ては爲替會社之失體にも可相成間正金並官札へ引換之儀申出候は其高速に引換遣候様仕可申尤壹兩券之儀者最前之御趣意官札小札少なにて世間通用差支候に付小札代りに相成候様可致との趣意を以發行いたし候儀に付壹兩券者官札と引換可申儀に候得共望に寄候ては正金とも引換遣し候得者正金札金券とも聊も懸隔無之流通之道相立可申と奉存候に付此段相伺申候

27) 世外候事歴 維新財政談中 163-5頁
會社全書 二

28) 明治財政史 第十二卷 374頁

但官札持參正金と引換之儀申出候とも右之分者引換不遺見込に御座候

金券は正金と何時でも兌換せられるものであつたから、不換紙幣であつたところの太政官札の如くに、金紙の間に値開きのあるべきものではなかつたのであるが、右の伺書によれば金券は正金との間に多少の値開きが生じたやうである。之は當時人々が太政官札を大に嫌忌した時であつたから、紙幣と見れば其の性質を問はず之を拒斥するの情があつたによるのであらう。²⁹⁾ 尙金券は發行の當初に於ては海關稅にも差支なく受領せられたが、明治四年七月三十日の會議によりて明治五年一月以後は關稅に金券を以て支拂ふことを得ざることゝなつたため、其の流通の區域が少し減縮された。³⁰⁾

會社が金券を製造することは會社に取りて極めて重大なる仕事であつたため、金券製造に當りては總頭取並びに頭取並等總掛りでそれが監督に従事した。銀行券製造に關する役割は次の如くであつた。³¹⁾

朱印植印掛り

總頭取

山中

長田

平瀬 井上 樋口 清海 山片 下村 木村 平井

芝川 逸見 草間 小西 菅井 澁谷 山口

金切手寫眞掛り

總頭取

廣岡

中原

紙幣並紙被掛り

總頭取

殿村

石崎

29) 同書 375頁

30) 同上

31) 莊保家文書

和田 三井 小野 淺田 大眉 津田 山良 見市
 莊保 山本 辻 福田 山田 高松

金切手白紙出入掛り

山中
 池田
 西村
 立合
 高木

高木 藪 村田 榎本 西村
 同 寫眞張紙員數見張
 木原 杉村 門田 池田
 同 寫眞場見張
 長田 山中 上田 原

兎に角銀行券一枚と雖も紛失しないやうに嚴重に監視する必要があつたため、紙幣摺立場規則なるものを設け、紙幣員數の改め方に就いて細密に規定する所があつた。³²⁾

而して金券に使用された地紙は兵庫縣の名植村で製造され、其の上に押さるべき判の彫刻は高麗橋四丁目大黒屋政七に命せられ、大黒屋政七は紙幣摺立の工場を中之島（現在大阪市廳の玄關前）に建て、印刷に従事した。使用職人約百人、毎日炭二三十俵も費消したのであつて、恰も一個の私立造幣局の觀があつたさうである。³³⁾ 尙金券の上には通商司の表玄關の寫眞が張付けてあつたが、その寫眞は宮地賢次郎が引受けて製造した。

金券製造の費用に就いては、明治三年七月大阪爲替會社より通商司へ提出された金券製造入費取調書に詳細に計上されて居る。³⁴⁾ 之によれば費用の總計は五萬三千六百七十九兩三分三朱錢三百五十一文であつて、今日より見れば割合多くの費用を要したが、技術殊た印刷技術の進歩して居

32) 莊保家文書

33) 一柳安次郎 錢札彫刻の元祖 (窓から)

34) 爲替會社書齋

なかつた當時に於て此れ位の費用は蓋し當然なものであつたらう。而して此等の費用は一時に支拂はれたのではなく、年賦拂にせられた。³⁵⁾

□ 錢券 明治元年新政府は太政官札を發行して硬貨を驅逐し、尙且つ明治元年五月に至りて丁銀、豆板銀の通用を停止したため、藩札以外に於て小貨の用をなしたものは政府發行の小額紙幣と銅錢とに限定された。而して太政官札發行の額は元年より二年七月に至る迄の間に通計四千八百萬兩であつたが、其の内壹分札五百六萬千二百九十六兩一分並に壹朱札百五萬三百三十七兩三分に過ぎなかつたため、小札不足の聲が高かつた。而して當時小札の匱乏及び銅錢の不足を感じたのは三都を始め多く幕府直轄の地であつて、舊銀錢札の發行されなかつた地に於て最も甚だしかつた。併し諸藩に於ても其の藩札の増發を嚴禁して、漸次其の發行額を支消せしめたため、小札不足の聲は普く全國に波及するに至つた。³⁶⁾當時如何に小札不足のため各地が困窮したかは、左に掲ぐる明治二年八月十九日山口、廣島、岡山の三藩から大藏省に提出した文書によつても之を知ることが出来る。³⁷⁾

金札御發行に付ては今般組合中申談令融通候様御沙沙の旨厚被仰聞候趣並自然差岡等の廉存付も有之候は、無遠慮申出候様との御事奉誼承候早速組合中申談仕候處差當り民間の差漢に可相成儀は小札無數大札取引の要に可有之と奉存候就ては於通商司御發行相成候銀三匁七分五厘の小札普く天下融通仕候様被仰付於藩々も凡萬石に付千兩づゝ拾兩札と引換上納被差許度共儀御採用難相成儀に候は、新錢御鑄造迄暫之間錢札御製造相成候様奉願候處申立の内大札を小札に引換の儀御聞届相成請取方の儀は大藏省へ可伺出旨御差圖有之候處右請取方如何仕可然儀に御座候哉西國筋の藩々は大阪表にて御引換に相成候儀に候哉且員

35) 會社全書 五

26) 明治財政史 第十二卷 351-2頁

37) 同書 352頁

數の儀は今般奉願道石高に應じ一度に小札御渡相成迫て藩々より上納仕候て宜儀に御座候哉夫等委細に奉何度奉存候此段申上候以上

之と同時に日光縣、静岡藩等からも小貨幣の缺乏を大藏省に訴へて來た。茲に於て大阪爲替會社は其の一時の困難を救済するため錢券を發行するに至り、先づ明治二年八月大藏省は左の布達を發した³⁸⁾

錢柳底衆民難遣の趣に付爲融通通商司爲替會社に於て錢券製造近々より發行候無疑念可令通用金札入川の者爲替會社にて引換遣し候事

次いで八月廿七日に大阪市中へ左の府達が布告された。

今般錢相場金壹兩に付拾貫文に御定相成候儀は深き御趣意有之追而者都合に相成候儀に候得共差向融道不宜且者金札之儀も大札多數に而小數之取引不自由之趣相聞候に付便利之爲め爲替會社が錢切手發行爲致候管に付引換相望候もの者右引替金持參來る九月朔日か中之島會計官出張所通商爲替會社え可申出もの也

右之趣四組町々へ無洩相達るもの也

已八月

大 阪 府

會社は始め九月一日に貳百文券を二十八萬三千二百八貫六百元、百文券を十九萬三千四百八十三貫一百文發行し、次いで九月十八日に壹貫文券を四十六萬九百九十八貫文、五百文券を四十七萬三百四十四貫五百文發行し、其の發行額の總計は百四十萬八千三十四貫二百文に達した³⁹⁾。而して大阪と同時に發行された西京及び兵庫の爲替會社の錢券を商取引の便利のために此の三地方間に何等の差障なく流通せしめんとして左の布達を明治二年十月五日に發した。

御發行之金札過半大札に而庶民難益之處融通のため京大阪兵庫錢手形製造其配下通用せしめ候得共猶又商賈便利のため三ヶ

38) 同 書 361頁

39) 同 書 354頁

所申合爲替會社におめて差別なく引替相整候間三ヶ所互に無異議通用せしめ可申もの也
右之趣四組町々無洩相違もの也
(中略)

十月五日

大 阪 府

併し乍ら其の錢券は多く大阪府内で流通して他地方へ流出しなかつたため、二年十二月十日大阪通商司は在阪民部大丞に左の伺書を出した。⁴⁰⁾

爲替會社預り券錢切手等の儀諸藩より改めて御達無御座候に付危ふみ國元へ持歸り候もの無之自然手狭に相成候に付大阪府より諸藩へ別紙の通り御達有之候様致し度此段相伺申候

此の伺書が提出されたにも拘はらず諸藩への達は見合となつて、別段之を通告しなかつたやうである。⁴¹⁾

錢券は人民が交換のために金札を持參したときに、それと引換に發行された。而して會社は其の預つた金札を運轉して利殖することが出來たのであつて、それによつて儲けた利息は五千四百一兩二分、錢五百三十九文に達した。⁴²⁾ 元來錢券は小額の取引に便利を與へんがために發行されたものであるから、明治二年九月十七日民部省通商司から金貳分以下四種の小金札が發行されるに至つて後は、政府は漸次錢券を引替銷却せしめた。而して政府が直ちに錢券通用停止の布告をすれば、人々一時に會社に取付け、其の結果會社が困難するであらうといふことを恐れて、大阪通商司より左の伺書を出した。⁴³⁾

一 錢券之儀者御布令の趣も有之御廢止可相成旨に候得ども改めて御觸渡等有之候ては金券の儀も如何可有之哉抔世人疑惑を生じ通用差支候様可相成儀日前に付錢券御廢止の御布令は無之様化度勿論御趣意の趣を以て追々に引上げ戻り券は切捨候様可爲

40) 同 書 362頁

41) 同 上

42) 爲替會社書類

43) 明治財政史 第十二卷 363頁

併し民部省は三年三月七日右の伺書に顧慮せず斷然左の如き觸書を差出した旨を大阪通商司に申送つた。^{c44)}

錢札之儀は正錢少く日用にも差支候に付一時融通之爲發行相成候處正錢追々潤澤當今別て多く隨て物價沸騰小民難澁にも及び可申殊に東京に於ては正錢は鑄造も有之に付錢札の儀は斷然引上可申依之通用は四月晦日限にて差留中之爲爲替會社並右出張所南本町二丁目に於て引換可申間五月晦日限同所へ持參引換候様可致事

次いで引換期限丈け多少變更して、之と略ぼ同じ趣意の府達が五月十一日左の如く發せられた。

昨年爲替會社が發行致候錢札之儀は正錢少く日用にも差支候趣に付一時融通之爲めに候處當今追々潤澤相成候間右錢札之儀は引上げ可申依之通用は八月晦日限り差留め中之爲爲替會社に於て引替候間九月晦日限り同所え持參引替可申事右之趣四組町々無洩可相達尤年寄共承知之段割附印形可致もの也

午五月十一日

大 阪 府

而して當時銅錢追々下落した結果、金札を以てするよりは正錢を以て引替へる方が利益であつたため、會社は専ら正錢を以て錢券を引上げんとした。茲に於て大阪通商司は之を制するため左の伺書を出した。⁴⁵⁾

當爲替會社より發行致候錢券先般通用停止被仰出此節正錢拾貫文を以錢券拾貫文と引換致候趣右は錢券發行致候節錢券拾貫文相渡金札壹兩と引換候儀に有之尙又此度右引換手當として大藏省より金札參萬兩御下げに相成候儀等も有之旁々金札を以引換可遣處正錢計を以引換候に付下方難澁之趣申居候由因而金札を以引換致候様可申達存候此段御評議に及候也

但錢券面に

以十枚
錢壹貫文
換金一兩

如斯

44) 同上書
45) 同上

庚午八月四日

かくして錢券は漸次交換銷却せられたが、決算に於て發行總額百四十萬八千三十四貫二百文の内引換高は百三十九萬八千六百九十八貫三百文であつて、其の殘餘九千三百三十五貫九百文は散失して全然會社の利得となつた。従つて其のために準備されて居た金九百三十三圓五十九錢は、社中の出資高に應じて會社は之を明治七年七月に社中へ配當した。⁴⁶⁾

會社が此の錢券發行に幾何の入費を要したかは明治三年七月會社より通商司へ提出された錢券製造入費決算調書に明細に計上されて居る。⁴⁷⁾ それによれば總入費は金九千四百一兩二分、錢五百三十九文であつたが、前に述べた如く、會社は預り金札を流用して、既に金五千四百一兩二分、錢五百三十九文を利得して居り、尙其の上未收入にある貸付金の利息を取立てれば、更らに又製造諸道具類並に殘紙等を總て裁切賣拂ふ場合には、入費は全部銷却出来ることになつて居た。⁴⁸⁾ 従つて會社は、錢券の發行によつて、其の引換請求を申出でなかつた殘額丈けを利得したことになる。

第三 資金貸出業務

會社設立の目的が商業の振作に要する資金を融通せしめ、且つ同時に民間の金融を開通せしむることにあつたため、資金貸出業務は會社に取りては最も重要な仕事であつた。従つて又會社

46) 會社全書 二十二

47) 爲替會社書類

48) 同 上

は貸出に就いて政府より特別の保護を受けた。即ち同會社規則第一ヶ條には、會社が其の貸出せし金子の返済を受けない時には官府より嚴重に申付けることになり、假令借手が官家武家に關係して居ても、毫も假借するに及ばず、尙萬一解決しない場合には官府に於て引受て辨償するであらうといふことが規定されて居る。

當時未だ手形の割引による貸出發生して居なかつたため、會社よりの貸出は悉く貸附であつて、其の貸附には、擔保貸附と無擔保貸附とがあつた。擔保貸附は適當な引當品を提供する者へは誰にでも許されたのであつて、大阪府内の者に限らず遠國の旅人と雖も之を許した。尙何人に對しても貸附けるといふことを世人に知らすため、左の張板を通商司の門前へ掲げた。尤も此の揭示は其の後間もなく取り外すされたやうである。²⁾

覺

爲替會社より金子貸出し候儀は世間融通之爲に付社中社外之無差別貸出し候間借用致度尙は手續等相求候に不及直に當會社へ可申出書面書振り左之通り

口上之覺 (用紙美の紙ニツ折)

一何品何千反

此元代金何萬兩

此引當を以金何千兩

右金高當九月より十一月迄借用致し度引當品之儀は何町何屋雜藏中に有之候間御見分之上宜奉願候已上

明治二巳年九月

何商人 何町 何屋 誰印

- 1) 大阪爲替會社規則 第十一ヶ條
同規則 第九ヶ條
- 2) 堂島舊記卷十(徳川時代商業叢書 第二 469頁)

而して引當品に對する貸附金高は引當品時價の半價の六七分價に限定されて居つた。³⁾尙會社は無擔保貸附もなしたのであつたが、此の貸附を受けるものは商社の加入者に限られて居つた。勿論其の貸附を確實にするため通商會社の頭取及び商社の役員の連印を必要としたことは勿論である。⁴⁾貸附金の利息は一様に月一步五厘に限定されたため、此の貸附が當時盛んに行はれた高利貸附を壓迫したことは少くなかつた。返済期限は借主と相對の上取り極められたが、通例六ヶ月以内であつて、若し期日に己むを得ない場合には勿論夫以上に亘つて居たが、併し一ヶ年を越へることは許されなかつた。至つて返済しない時には、通商會社に委託して引當品を賣却せしむることとした。⁵⁾

茲に注意すべきことは、爲替會社が貸附をなす時に通商會社と協力したことである。爲替會社本來の目的が商業振作のための資金融通にあつたから、商業振作を其の目的とした通商會社とは當然に相提携せざるを得なかつた。⁶⁾従つて爲替會社が直接に資金を貸出すことは少く、多くは通商會社の手を経たのであつて、貸附に際して通商會社に負ふ所如何に大であつたかは、爲替會社勘定仕上ケ取調書によつて明かである。即ち明治三年六月末に於ける貸附金の内、通商會社の手を経たものは、金八十三萬五千三百三十四兩一分一朱、錢八貫九百六十五文であるが、爲替會社より直貸したものは、金十二萬六千三百八十八兩一分一朱、錢二萬三千四百九十九貫八百九十文にすぎず、又明治四年二月末に於ては、通商會社を経た貸附金は五十二萬六千五百四十二兩二分二

3) 第九ヶ條

4) 第十ヶ條

5) 第十一ヶ條

6) 此の點に就いて

7) 會社全書

「明治初年に於ける大阪通商會社」(本誌既載)參照

朱、錢百文であるに、直貨の分は金五萬三千三百九十二兩一分二朱、洋銀三萬七千八百枚であり、明治五年五月末に於ては、通商會社の仲介によつた貸附高は金四十三萬九千五百四十八圓十二錢五厘であるが、直貨の分は金十五萬三千三百四圓九錢九厘八毛にすぎない。而して通商會社の手を経て貸附けられた資金が如何なる方面に運用されたかは、明治五年四月末の會社請拂明細書によつて之を究めて見よう。⁸⁾

覺

一金四拾五萬貳百四拾八圓拾貳錢五厘

内

金拾萬五千七百五十四圓五拾錢

小商社身元金預ケ

金拾五萬七千九百七拾七圓五拾錢

舊請藩產物仕入金

外ニ利息

殘拾八萬六千五百拾六圓拾貳錢五厘

右殘金者諸商業取引元金並ニ產物延覽代金諸貸附分也

追々取立元利共無相違可致返済多少損金山來候共一統身元金に對賦返済之儀子細無之儀に候事

申五月八日

明 商 社 印

爲 換 會 社 御 中

之によつて明である如く、商社加入者は無擔保で貸附を受けることを得たし、又其の醸出した身元金に對して貸附けられることを得たのであつて、通商會社と爲替會社とは相互に其の營業を發

展せしむるために協力して居たのである。

爲替會社は他の爲替會社例へば神戸及び兵庫の爲替會社を發展又は成立せしむるために、其の元備金の繰入金として資金を貸附け、又會社の出張所即ち生野、左海、雲伯、三保關、堺、隱岐國等の出張所へ其の元備金の繰入金として資金を貸出した。⁹⁾尙會社は直接諸藩縣へも貸附けたのであつて、佐土原藩への貸附は其の一例である。¹⁰⁾

第四 其の他の業務

(一) 爲替 大阪爲替會社と前後して、各所に爲替會社が大坂爲替會社と同じ組織の下で設立せられた。其の主なるものは東京、横濱、新潟、西京、神戸、天津、敦賀であつて、其の他の諸地方には、其の出張所等が設けられた。而して此等の會社が此等の地方間の債權債務を決済するため爲替業務に従事したことは申す迄もない。元來爲替は徳川時代から主として江戸と大阪との間に取引されて居たのであつたが、維新後となつても、新政府の方針として各地の産業を振興せしめ、相互に有無を通せしむることとしたため、各地間に商取引が盛んに行はれることとなり、殊に大阪は商品の集散地であつたため、大阪と諸地方との商取引が盛んに行はれ、其の結果其の取引を決済するための爲替業も發達せざるを得ることとなつて、大阪爲替會社は前記の諸爲替會社と盛んに爲替取引を行ふに至つた。而して大阪の會社が他の會社と爲替取引をなすに就いては、夫れ夫れ定書を作成し、相互にそれを取替した。其の一例として西京爲替會社と取替した定

9) 會社全書 五二
10) 會社全書 爲替會社書類

書を左に引例しよう。

定

一金京都爲替取組方之儀者差引手尻當分金貳萬兩迄之處双方無利足に而互に渡方取扱其金高相替候時者金百兩に付永五拾文宛之日少金請取之可申右日歩付之分者金高壹貳萬兩迄と相心得申度先正月五月九月晦日限双方清算可致事

但取組打金百兩に付金貳朱宛相定可申尤時宜に寄所置可有之事

二三都金券相互に引替高毎月廿五日限メ切其高其地は案内致利足月壹歩相定双方請取渡可致候尤都合に寄爲替差引尻に組込可申事

一荷爲替取組之儀日限三日見積り打金百兩に付金三歩宛與相定可申且納金日限過候は、日歩金之儀者其地勝手次第取計可申事

但手數料として金百兩に付金貳朱充會社と相互に受取渡可致事

右之通相定候事

巳十一月

京	大	西							
阪	坂	京	中	千	江	佐			
爲	齊	大	村	葉	林	伯			
替	柏	谷	德	新	嘉	重			
會	新	慶	兵	五	兵	兵			
社	助	助	衛	郎	衛	衛			
	印	印	印	印	印	印			

會社が營業期間中に取扱つた爲替取引高はそれに關する資料を缺ぐため之を明にすることを得ないが、其の爲替尻は次の如くである。²⁾

明治三年六月末

一金五萬八百五十四兩一步

永三十文四分一厘

一金三千五百兩

一金一萬三千三百四十九兩三朱

永六十三文四分二厘五毛

一金三萬三千五百八十三兩一步三朱

洋銀五千二百五十枚

錢六百二十四貫百二十四文

一金一萬五千七十七兩二分

明治四年二月末

一金五萬九千七百二十一兩二分

錢六百三十三文

一金一萬二千四百二十六兩

一金一萬八千五百五十二兩一分二朱

錢二百七文

一金一萬三千六百三十八兩三朱

東京爲換會社爲替差引尻預り

横濱右同斷差引尻預り

西京爲換會社爲替差引尻貸

兵庫右同斷

神戸右同斷

東京爲換會社爲替差引尻預り

神戸爲換會社爲換差引尻預り

西京爲換會社爲替差引尻貸

横濱右同斷

錢三百四十三文

一金一萬八千七十五兩三分三朱

兵庫右同斷

錢三貫五百九文

一洋銀百二十五枚

神戸右同斷

一金二萬八百九十五兩一步

境右同斷

錢一貫二百八十二文

一金二萬九千九百十兩

生野右同斷

一金五千三十一兩一分二朱

美保ヶ關右同斷

明治五年五月末

一金千二百二十四圓二十錢三厘一毛

西京爲換會社爲替差引尻預り

一金三萬五千八百四十六圓十八錢七厘五毛

東京爲換會社爲替差引尻貨

一金三千六百九十九圓八十五錢二厘八毛

横濱右同斷

一金三千八百圓

神戸右同斷

一金八千九百二十七圓九十一錢八厘一毛

兵庫右同斷

一金一萬八千七百九十四圓十九錢二厘五毛

生野右同斷

一金六千二百七十七圓五十四錢一厘四毛

美保ヶ關右同斷

(二)兩替 往古より小取引のために銅錢が鑄造されて居たが、徳川時代の末期に於ては其の純

雜同じでなく、殊に幕府が一時の政略を以て鐵錢を鑄造したため、所謂鑄錢なるものが市中に流布して銅錢を驅逐し、加之金銀價格の變動に伴つて、銅錢の相場も變動して止まかなつた。従つ

て明治二年七月十日政府は斷然錢相場は天下一般金壹兩に付き拾貫文と定むる旨を布告した。之がため民間に於ては銅錢益々不流通となりて大に困難を生じたため、明治三年七月十三日に至りて政府も終に錢は當分時相場を以て通用を許す旨を布告した。其の結果錢相場の立會が同年八月十五日に大阪爲替會社内に於て許され、次いで十七日より其の立會が初まつた。十七日の初寄は拾貫三百八十文であつたが、同二十三日の相場は拾貫八百五十文であつて、相場は日々に高下した。然るに兎角身元の不確實なる者が、其の立會に参加したり、或は又空相場をする者もあつたため、相場が常に公平に立たずして、反つて種々の弊害を醸した。其れがため會社は其の立會に就いて左の如き改革意見を明治三年十月十九日に上申した。

口上覺

一先般錢相場立會の儀當會社内にて御免被爲成下候に付公平の相場相立申度則市中元兩替屋を始南組且三郷組小錢兩替屋とも相集め日々立會爲致候處兼て申定期有之候得共兎角地に相背き候輩有之哉に見聞仕度と申論仕候得共何分多人數之儀にて行届兼心痛仕候元來元本兩替仲間之儀は十人兩替屋支配仕候處昨今會社にて立會爲致候に付以來裁判所へ日々相場書上又は仲間加入増減とも支配仕其時々裁判所へ罷出取扱仕會社の總括に相成候上は兩替屋とも凡十人を一組として組々爲相立取締仕候はゞ示方も行届可申候に奉存候

一兩替屋中其身分相應の身元金月五分の利息を以て預置候はゞ自から疎忽の加入人も無之様成行兩替の規度も可有之と奉存候
右取計申度候

右之通奉伺上候間何卒御指圖被成下候はゞ難有奉存候
以上

3) 明治財政史 第十二卷 351-2頁

4) 異本編輯御用書 三

5) 爲替會社書類

大阪爲替會社

當番

石崎喜兵衛

取締役

佃萬兵衛

大谷慶助

通商局

御役所

此の上申書に基いて空相場を取締るため明治三十年十月二十八日に左の大阪府達が発せられた。

先般中之島開商會社構内に於て而錢相場立會差免被置候儀は全正錢融通之爲に有之候處此節心得違之者間々有之類に空相場相立不正之取引致候趣相聞甚以不埒事候已來右様之所業致候輩於有之者博奕同様之義に付急度可及沙汰候事

但立會人之内身元怪之者立交候に付自然右様之惡弊相生候間已來身元取調之上立會可爲致事

右之趣四組町々無洩可相違尤年寄共承知之致刻付印形可致者也

庚午十月

大阪府

以上述べたる業務の外會社は古金銀の賣買にも従事し、或は通用金銀の内て損傷のあるものは其の鑑定をなし、或は又其の悪金の吹替を造幣局に願出でたゞめ其の吹替の期間中商業元手に差障を生ずる者には、左の如く資金を融通することにした。

追々造幣局落成之上者悪金と金銀目方割合を以早々御吹替御下渡相成候得共即今右悪金所持之もの商業方元金不融通差支可申儀に付今十日迄員數届出候ものは悪金銘々封印員數書載中之島會計出張所通商爲替會社へ來る廿五日迄持出候へば御吹替被下

候迄之處右金を證據といたし月々五朱之利金に而會社中も貸附候様可致候事

但惡金高三分一位之割合を以て會社中も貸付候尤惡金性合に付百兩高に三十兩より四十兩位迄は借付可申候勿論借用不致候
ても差支無之ものは可爲勝手事

巳八月十日

大 阪 府

第五 結 語

以上によりて大阪爲替會社の業務及び其の營業狀態を明にしたが、之によりて知られる如く、銀行としての會社の業務は極めて幼稚なものであつて、未だ以て銀行固有の機能を充分に發揮したものとはいふことが出来ない。併し乍ら當時銀行業務に従事せる者さへも未だ銀行に關する充分の理解なく、又社會一般も銀行の利用を充分に會得して居なかつたのであるから、爲替會社が銀行としての特色を發揮し得なかつたのは蓋し已むを得ないことであらう。之に反し我國未曾有の計劃たる銀行券が發行せられ、而かも滞りなく兌換されたことは特筆すべき出來事である。恐らく之は政府の誘導宜しきを得たことによると斷言し得るであらう。